

岩手県告示第14号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和元年岩手県告示第96号）で公示した公共測量を終了した旨紫波町長から次のとおり通知があった。

令和2年1月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 紫波郡紫波町中島字落合地内他
- 2 実施した期間 令和元年5月24日から同年12月13日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量